

公益財団法人 平和中島財団
2013(平成 25)年度 外国人招致留学生奨学生 申込要項

趣旨

日本語教育に高い水準と熱意を有する海外の大学を“海外指定校”とし、安定的、継続的に日本留学の機会を提供することにより、日本語を学習中の学生の日本語能力の向上及び日本への理解の増進を図り、もって日本語教育の発展に貢献することを目的とする。

1. 応募資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 本財団指定の大学（“海外指定校”）の日本語を必修科目とする学科（日本語・日本語専攻等）に在学中の学部学生で、当該大学が推薦する者
- (2) 大学間交流協定に基づき、日本の学部レベルに1年間留学する者
- (3) 2013年4月から2013年10月までの間に留学を開始する者
- (4) 留学期間中、原籍大学の学部課程に学籍を有する者
- (5) 留学期間中、在留資格が「留学」である者

(注) ① 日本の大学に6か月以上在学したことがある者は対象外とする。

② 留学開始時に、学士号を有する者は対象外とする。

③ 本財団の奨学金を受給したことがある者は対象外とする。

2. 募集人数

※
50名（海外指定校 各1名）

3. 奨学金

月 額 12万円

支度金・渡航費 本財団が定める額

奨学金(月額分)は、原則として3か月ごとに、本人名義の日本国内の銀行口座に振込む。

支度金・渡航費についても来日後、振込みにより支給する。

(注) 他の奨学金・助成金との併給は認めない。

4. 支給期間

最長12か月間

5. 申込書類

- (1) 2013年度奨学金申込書 (様式1)
- (2) 候補者の推薦について (様式2)
- (3) 推薦書及び留学計画書 (様式3)

6. 申込期限

2013年4月から留学する者

2012年11月30日

2013年9月又は10月から留学する者

2013年4月30日

7. 申込方法

- (1) “海外指定校”は、推薦する学生1名を選考し、「外国人招致留学生奨学生資格要件確認書」を本財団にメール添付で送付する。
 - (2) “海外指定校”は、本財団から応募資格要件の確認通知を受けた後、申込書類（様式1～3）を本財団に郵送する。
- (注) 日本の受入大学（協定校）への交換留学の申込み手続きは、海外指定校が行うこと。

8. 選考・決定の通知

本財団は海外指定校から推薦された学生について、選考委員会の書類選考を経て理事長が決定した後、奨学生決定通知を送付する。

※ “海外指定校”

オーストラリア国立大、国立台湾大、韓国外国語大、ワルシャワ大、モンゴル国立大、ロンドン大 (SOAS)、ミシガン大、チュラロンコン大、カイロ大、ハノイ国家大、フランス国立東洋言語文化研究所 (INALCO)、フンボルト大、ウィーン大、カレル大、ジャワハルラル・ネルー大、ルーヴァン・カトリック大、ライデン大、シンガポール国立大、大連外国語学院、ブリティッシュ・コロンビア大、サンパウロ大、インドネシア大、マラヤ大、オークランド大、私立マニラ大、ナポリ大オリエンターレ、マドリッド自治大、ダブリン・シティ大、キエフ国立大、ブカレスト大、タシケント国立東洋学大、アンカラ大、ストックホルム大、エオトヴェシ・ロラード大、チューリヒ大、ベオグラード大、キルギス民族大、ビリニュス大、カザフ国立大、ソフィア大、ダマスカス大、王立プノンペン大、ラトビア大、コペンハーゲン大、ラオス国立大、オスロ大、リュブリャーナ大、コメンスキー大、ベラルーシ国立大、モスクワ大

◆ 留意事項 ◆

1. 奨学生の義務

- (1) 誓約書の提出
- (2) 成績証明書の提出 : 每学期終了後
- (3) 生活状況報告書の提出 : 3か月ごと（年間4回）
- (4) 財団への訪問 : 来日後1か月以内
- (5) 留学生交流会への出席 : 6～7月に開催

2. 奨学金の支給停止又は終了

次のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を停止又は終了する。

- (1) 「奨学生の義務」を怠ったとき
- (2) 受入大学又は原籍大学いずれかの学籍を失ったとき
- (3) 病気その他の事由により成業の見込みがないとき
- (4) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (5) 申込書類の記載内容に虚偽があったとき
- (6) その他、奨学生として適当でない事実があったとき

〈連絡先〉 日本国 〒107-6033 東京都 港区 赤坂 1-12-32 アーク森ビル 33階
公益財団法人平和中島財団 外国人招致留学生係
電話 : +81-3-5570-5261
FAX : +81-3-5570-5421
E-Mail : scholarship-ifs@hnf.jp